

令和6年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和6年9月3日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利

15番 宮澤芳雄

17番 向後悦世

19番 木内欽市

16番 伊藤房代

18番 景山岩三郎

20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎

教育長 向後依明

秘書広報課長 寺嶋和志

総務課長 山崎剛成

財政課長 池田勝紀

市民生活課長 齋藤邦博

保険年金課長 高野久

社会福祉課長 向後利胤

高齢者福祉課長 椎名隆

農水産課長 伊藤弘行

都市整備課長 飯島和則

消防長 常世田昌也

教育総務課長 向後稔

スポーツ振興課長 金杉高春

農業委員会事務局長 戸葉正和

副市長 飯島茂

代表監査委員 木村哲三

行政改革推進課長 椎名実

企画政策課長 柴栄男

税務課長 榎澤茂

環境課長 高根浩司

健康づくり課長 飯島正寛

子育て支援課長 八馬祥子

商工観光課長 大八木利武

建設課長 齊藤孝一

会計管理者 小澤隆

上下水道課長 多田一徳

生涯学習課長 江波戸政和

監査委員 杉本芳正

監査事務局長

事務局職員出席者

事務局長 穴澤昭和

事務局次長 黒柳雅弘

開会 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

◎日程第1 開 会

○議長（飯嶋正利） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和6年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（飯嶋正利） 日程第2、議長報告事項。

配付した議長報告事項により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

9番、島田恒議員、10番、片桐文夫議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（飯嶋正利） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月２７日までの２５日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月２７日までの２５日間と決しました。

なお、配付した日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第１７号までの１７議案と報告第１号から報告第８号までの報告８件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（飯嶋正利） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第１７号までの１７議案と報告第１号から報告第８号までの報告８件を一括上程いたします。

議案第 １号 令和５年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 ２号 令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第 ３号 令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 ４号 令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第 ５号 令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第 ６号 令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 ７号 令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 ８号 令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 ９号 令和６年度旭市一般会計補正予算の議決について

- 議案第 10 号 令和 6 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 令和 5 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 2 号 令和 5 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 3 号 令和 5 年度旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 4 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和 5 事業年度の業務実績に係る評価結果について
- 報告第 5 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第 2 期中期目標期間の業務実績に係る評価結果について
- 報告第 6 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
- 報告第 7 号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について
- 報告第 8 号 私債権等の放棄について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和6年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

提案理由及び市政の近況を申し上げます前に、8月8日に宮崎県南部で発生した地震と8月29日に鹿児島県に上陸した台風10号により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震を受けて、気象庁は、南海トラフ巨大地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとし、初の南海トラフ地震臨時情報を発表しました。国は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、震度6弱以上の激しい揺れや高さ3メートル以上の津波のおそれがある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域に指定しています。指定地域は全国では29都府県707市町村が、県内では当市を含め、沿岸地域の18市町村が指定されています。

気象庁の発表後、旭市災害対応マニュアルに基づき、管理職等の職員が登庁したほか、市民に対しましては、政府の臨時情報に伴う特別な注意の呼びかけが終了するまでの1週間、防災行政無線やホームページ、SNSによる注意喚起を行いました。さらに、矢指ヶ浦海水浴場においては、来場者へ津波発生時の早期避難を呼びかけるチラシを配布するとともに、場内放送にて注意喚起を行いました。

また、先月の台風7号は、猛烈な勢力のまま千葉県へ接近し、大雨と強風をもたらしました。台風7号への対応については、天候が崩れる前の8月15日午前11時に災害対策本部を設置し、同日午後5時から17日までの3日間、自主避難所4か所を開設いたしました。避難所を開設した後、主に高齢の方などが避難を開始し、最大で266名が避難しました。

台風7号と10号による市内での大きな被害はございませんでしたが、全国各地で発生している自然災害に対する日々の備えと訓練の重要性を改めて認識したところです。

このようなことから、継続して、自助、共助、公助の体制の構築に努めるとともに、市民のさらなる防災意識の向上と防災行動の促進に資するよう、10月27日に旭文化の杜公園をメイン会場として、5年ぶりとなる旭市総合防災訓練を開催し、防災力の強化に取り組んでまいります。

それでは、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、令和5年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、令和5年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額327億5,134万436円、歳出総額313億5,936万971円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億8,059万8,000

円を差し引いた実質収支額は12億1,138万1,465円となりました。

議案第2号は、令和5年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額28億3,085万4,955円、歳出総額28億3,085万4,955円、歳入歳出同額となりました。

議案第3号は、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は歳入総額81億5,445万9,842円、歳出総額79億7,457万562円、差引き1億7,988万9,280円となりました。

施設勘定は歳入総額7,730万2,411円、歳出総額6,365万5,585円、差引き1,364万6,826円となりました。

議案第4号は、令和5年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額8億1,654万5,445円、歳出総額8億114万8,587円、差引き1,539万6,858円となりました。

議案第5号は、令和5年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額56億4,870万213円、歳出総額54億80万5,472円、差引き2億4,789万4,741円となりました。

議案第6号は、令和5年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は14億9,036万1,234円、事業費用は14億1,012万5,273円となり、当年度純利益は8,023万5,961円となりました。

資本的収支については、収入1億2,770万300円に対し、支出は2億7,506万9,525円となり、収支の不足する額については、建設改良積立金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて剰余金の処分についてであります。当年度末未処分利益剰余金2億1,191万5,252円について、2,843万5,961円を減債積立金として、5,180万円を建設改良積立金として、1億3,167万9,291円を資本金として処分するものであります。

議案第7号は、令和5年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は5億7,796万3,496円、事業費用は4億9,361万7,505円となり、当年度純利益は8,434万5,991円となりました。

資本的収支については、収入2億4,782万7,200円に対し、支出は3億5,142万9,661円となり、収支の不足する額については減債積立金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて剰余金の処分についてであります。当年度末未処分利益剰余金1億7,596万6,995円について、7,325万6,899円を減債積立金として、1,836万4,105円を資本金として処分するものであります。

議案第8号は、令和5年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は8,261万9,966円、事業費用は6,639万4,149

円となり、当年度純利益は1,622万5,817円となりました。

資本的収支については、収入1,851万円に対し、支出は3,189万2,369円となり、収支の不足する額については、建設改良積立金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて、剰余金の処分についてであります。当年度末未処分利益剰余金3,963万1,664円について、100万円を減債積立金として、978万3,223円を建設改良積立金として、1,262万2,624円を資本金として処分するものであります。

議案第9号は、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ9億400万円を追加し、予算の総額を342億5,500万円とするものであります。

議案第10号は、令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、予算の総額を55億600万円とするものであります。

議案第11号は、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、マイナンバーカードの保険証への移行などに伴い、個人番号を利用した新たな事務が可能となるよう改正するものです。

議案第12号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、国から交付される農地利用最適化交付金を財源とし、農業委員、農地利用最適化推進委員へ成果に応じた能率給を支給するため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、現在建設中の海上・飯岡統合消防分署庁舎は令和7年4月1日運用開始を予定しておりますので、分署の名称、位置及び担当区域を改正するものであります。

議案第15号は、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、広域連合の処理する事務に関する規約の改正について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、

現委員のうち、令和6年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、岩井明廣氏が適任であると考え、提案するものであります。

また、報告については、第1号から第8号までの8件であります。

次に、物価高騰対策について申し上げます。

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金は7月10日から受付を開始いたしました。8月末日現在で、1世帯当たり10万円の給付は818件で8,180万円、児童1人当たり5万円のこども加算は80名で、400万円を給付したところです。引き続き、支給漏れのないよう周知に努め、給付事業を進めてまいります。

次に、物価高騰対策家計応援商品券について申し上げます。本市独自の支援策として実施している物価高騰対策家計応援商品券配付事業は、6月中旬から1世帯当たり1万円の商品券を1万8,631世帯に配付し、7月1日から取扱店での利用を開始しております。商品券の利用状況は、8月20日現在、5,402万6,000円、利用店舗数は146店舗となっております。

定額減税調整給付金給付事業は、給付対象者1万2,100名のうち8月末日現在、4,884名、2億809万円の給付が完了しております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

本市では、長期的な米の需要に応じた生産を推進し、米価の安定を図るため、飼料用米への転作のさらなる拡大に取り組んでおります。8月1日現在の飼料用米の作付面積は、米価上昇機運の高まりにより、飼料用米への取り組みが減少したため、昨年と比較して約66ヘクタール減少の717.7ヘクタールとなりました。引き続き、国や県と連携して、取り組みの有効性を訴え、生産者の経営安定を図ってまいります。

さらに、飼料用米の普及促進については、7月16日に市と旭市飼料用米利用者協議会において、旭市産飼料用米を給餌した畜産物の学校給食への提供に関する協定を締結いたしました。この協定によって、市内産のお米で育てた安全でおいしい畜産物を学校給食に提供することで、子どもたちの地域農業への理解と関心を深め、飼料用米のPRと継続的取り組みを推進します。

産業まつり、あさひオータムジャンボリー2024は、11月10日、旭文化の杜公園で開催いたします。市内外から大勢の方にご来場いただき、秋の一日を楽しんでいただくとともに、市内の農畜水産物、商工業製品を中心とした地元特産物の販売やPR活動など、大いににぎわ

うことを期待しております。

次に、海業の推進について申し上げます。

海業とは、海や漁港周辺の地域資源を活用した、地域のにぎわい創出を図る取り組みです。飯岡漁港周辺において、従来の漁業だけではなく、観光業、商工業等を包括した新たな産業を創出することを目的とした海業推進地域協議会を設置するため、補正予算案を本定例会に提案させていただいております。これにより、漁業者をはじめとした地域のやる気と挑戦を後押しし、多様な人材の活躍による地域の所得向上と雇用創出を目指します。

次に、観光の振興について申し上げます。

矢指ヶ浦海水浴場は、7月13日から8月18日まで、市営海浜プールは7月20日から9月1日まで開設いたしました。記録的な猛暑が続く中、大勢の人でにぎわい、事故もなく無事終了することができました。サマーフェスタ・in矢指ヶ浦は7月20日に開催され、青空の下、地元の小学生や海水浴客が地引き網体験や宝探しなどを楽しんでいました。

第70回記念の旭市七夕市民まつりは8月6日・7日に開催され、みこし、おはやし、踊りのパレードやステージショー、工夫を凝らした七夕飾りなど、市民の皆様をはじめ、訪れた多くのお客様には、思い思いに旭の夏を満喫いただけたものと思っております。

夏のイベントには、いずれもたくさんの観光客に來場していただき大変うれしく思いますとともに、各イベント実行委員会、観光物産協会をはじめ、ご協力いただいた関係機関の皆様から感謝を申し上げます。

なお、例年7月の最終土曜日に開催していた旭市いいおかYOU・遊フェスティバル海浜花火大会は、来場者やスタッフの熱中症対策のため、開催日を10月5日に変更したと伺っております。

次に、保健・医療の充実について申し上げます。今年度から定期接種となった新型コロナウイルスワクチン接種は、10月1日から協力医療機関で個別接種が開始できるよう準備を進めております。対象となる65歳以上の方と60歳から64歳までの内部障害がある方には、9月下旬に予診票を発送する予定です。接種費用は国の助成に加え、市の助成を行い、自己負担額は5,000円程度となります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

日本一身近な海づくり事業ぼるぼろは、9月14日に本年度第2回目の開催を予定しております。今回は暑さを避け、夕方の時間帯にビーチクリーン、ビーチヨガ、ビーチダンスを実施いたします。

あさひスポーツフェスティバルは、10月20日に複数のスポーツ施設で、誰でも自由に参加できる様々な体験型スポーツイベントの実施を予定しております。市民の皆様には、本事業を通して、自ら進んでスポーツに親しみ、健康増進に取り組んでいただくことを期待しております。

パラ卓球ナショナルチーム旭合宿は、11月11日から14日までの4日間、総合体育館で実施を予定しており、8月28日に開幕したパリパラリンピックに出場している岩渕幸洋選手、友野有理選手をはじめとする日本代表選手や、強化指定選手の参加が見込まれております。この合宿を一般公開することで、パラスポーツの普及や共生社会への理解を深めてまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

(仮称)中央第二・ゆたか統合保育所の建設工事は、建物の骨組みとなる鉄骨工事や屋根工事が終わり、今後は、外壁や内装工事を進めてまいります。また、統合保育所の名称については、市内在住者などを対象に募集した結果、60件の応募があり、保護者や地区の代表者から成る名称選考会議において、旭市立ふたば保育所と選考されましたので、令和7年4月の開所に向けて、関係条例の改正等、準備を進めてまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

(仮称)干潟地域小学校の再編は、統合校の名称について干潟地域在住の方々や児童・生徒などを対象に募集した結果、321件の応募があり、その結果を踏まえ、学校再編代表者会議において審議していただき、名称を旭市立ひかた椿小学校とする答申がされましたので、今後は条例改正に向けて準備を進めてまいります。

また、小学校統合整備事業として、現在の古城小学校の校舎や屋内運動場改修に係る実施設計業務についての補正予算案を本定例会に提案いたしました。

続いて、海上地域については、児童・生徒の推移やアンケート結果を踏まえて、本年7月に各小学校に地域検討会議を設置いたしました。今後は、各地区の区長、PTA役員及び保護者などから、再編に向けての意見や要望について伺ってまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

19回目を迎えるあさひのまつりは、9月29日に東総文化会館で7団体118名が参加する予定となっております。

大原幽学記念館事業は、椿海の干拓事業完了の節目に実施した椿海干拓350周年記念干潟八万石物語を、昨年11月25日から本年6月16日までの7か月間開催し、好評のうちに終了いたしました。

なお、今年度は大原幽学先生の子ども教育をテーマにした企画展「幽学と子育て」を10月

19日から来年2月10日まで開催する予定であります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子どもたちの自主性と協調性を育てるため、6月に小学校低学年を対象にジャガイモ掘り体験を、高学年向けには1泊2日の宿泊体験を、いずれも海上キャンプ場を会場に実施しました。今後も学校や家庭とは異なる学びの場の充実を図り、青少年相談員や子ども会などの各協議会にご協力をいただきながら、青少年が健全に成長できる環境づくりに努めてまいります。

次に、定住の促進について申し上げます。

本市への移住・定住に関する相談窓口として、旭市観光物産協会内に開設している旭市移住サポートセンターでは、10月1日から新たに地域おこし協力隊を1名増員いたします。今後は、移住希望者に対するオンライン相談の支援やホームページ・SNSを活用した情報発信などをさらに充実させ、市と連携した移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業は、7月6日に大原幽学先生ゆかりの水田で生き物調査を実施いたしました。当日は、東京都や県内東葛地域などから113名の参加があり、子どもたちはふだんあまり目にすることのない田んぼの昆虫やオタマジャクシを観察するなど、都市住民と交流を深めることができました。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備は、3期区間、匝瑳市から旭市までの13キロメートルの道路設計等が引き続き進められております。今年度は、設計案を基に、主に計画予定地所有者等を対象とした説明会の開催が予定されていると伺っております。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

夏期観光シーズンのタイミングに合わせて、海岸清掃を7月7日に実施いたしました。海岸沿線27地区のほか、ボランティア団体等から合わせて1,043名の参加があり、集められたごみの総重量は、4,360キログラムでありました。秋のゴミゼロ運動は、各区や自治会の皆様にご協力をいただき、市内全域で9月29日に実施する予定であります。引き続き市民の皆様の協力をいただきながら、きれいな旭をつくる会を中心として、地域ぐるみで生活環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事は順調に進捗しており、現在、基礎工事が完了し、

建物の骨組みとなる鉄骨工事を実施しております。令和7年4月の運用開始に向けて、本定例会に設置条例の一部改正案について提案させていただいております。

次に、防犯対策・交通安全の強化について申し上げます。

交通安全施設整備事業は、職員による道路パトロールや通学路合同点検による結果を踏まえ、市道の区画線、防護柵及び道路反射鏡などの安全施設の更新及び修繕を実施しております。今後も、警察などの関係機関と協議し、安全施設の充実を図ってまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

現在、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体「旭おっぺし隊」等で積極的にロケ誘致や支援を行っております。10月23日には、おひさまテラスでロケ弁グランプリが開催され、映像制作の第一線で活躍されているプロデューサーや監督、俳優などが審査員として参加される予定です。この取り組みが食のあさひのPRとなり、ロケや観光客の誘致につながることを期待しております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（飯嶋正利） 日程第7 議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号、令和5年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、議案第1号、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をお開きください。

3ページをお願いします。

歳入歳出決算総括表です。左下、実質収支の表をご覧ください。緑の網かけになっているところです。

一番右、令和5年度の一般会計の歳入決算額は327億5,134万円、歳出決算額が313億5,936万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源、1億8,059万8,000円を差し引いた実質収支額は、12億1,138万1,000円となりました。

上の左右に並んだ表をご覧ください。令和5年度の予算に対する決算の状況になります。

左側、歳入の表の一番右下、歳入合計の予算に対する収入割合は94.7%となりました。続いて右側、歳出の表の一番右下、歳出合計の予算に対する支出割合は90.7%となりました。右下のグラフは歳入歳出決算額の推移を表したものになります。

4ページをお願いします。

歳入の状況になります。左の表は、歳入決算額の前年度との比較の表です。下のほう、色のついているところの右側、歳入合計の対前年度増減額は2億7,421万6,000円の増、増減率は0.8%の増となりました。右側のグラフは、主要な歳入4項目の決算額の推移を表したものです。一番右が令和5年度になります。

グラフで前年度との比較を見ますと、左から順に市税は同額、地方交付税は1.2億円の増、国・県支出金は4.3億円の増、市債は3.7億円の増となっております。詳細な増減額、増減率につきましては、左側の表に記載してございます。

続いて右側下段のグラフは、歳入の構成比の推移を表したものです。一番下、令和5年度は割合が一番多いのは地方交付税で28.4%、2番目は市税で24%となっております。

5ページをお願いします。

目的別歳出の状況です。左の表は款別歳出決算額の前年度との比較の表です。一番下、歳出合計の一番右、対前年度増減額は3億936万円の増、増減率は1.0%の増となりました。右側の上段のグラフは構成比の大きな款の決算額の推移を表したものです。

一番右が令和5年度で、グラフで前年度、令和4年度との比較を見ますと、左から順に、総務費は7.9億円の減、民生費は11.3億円の増、衛生費は3.5億円の減、土木費は2.6億円の増、教育費は4.9億円の減、公債費は1.2億円の増となっております。詳細な増減額、増減率につきましては左側の表に記載してございます。

下段のグラフをご覧ください。右側の下段です。

目的別歳出の構成比の推移を表したものです。一番下が令和5年度になります。構成比の大きい順に申し上げますと、一番大きいのが民生費で、以下、総務費、衛生費、公債費、土

木費、教育費の順となっております。

6 ページをお願いします。

性質別歳出の状況です。左の表は性質別歳出決算額の前年度との比較の表です。右側の上段のグラフは、主要な性質の決算額の推移を表したものです。

一番右が令和5年度で、グラフで前年度との比較を見ますと、左から順に、人件費は0.1億円の増、扶助費は8億円の増、公債費は1.2億円の増、物件費は2.7億円の減、補助費等は9.2億円の減、投資的経費は4.7億円の増となっております。詳細な増減額、増減率につきましては左側の表に記載してございます。

下段のグラフは性質別歳出の構成比の推移を表したものです。一番下、令和5年度の人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は50.1%で、前年度と比べて2.5ポイント上昇しております。これに物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は77.8%で、前年度と比べて1.6ポイント減少しております。また、投資的経費の割合は左の表の一番下のほうにあります。10.8%で、前年度と比べて1.4ポイント上昇しております。

7 ページをお願いします。

市税徴収実績表です。こちらは市民税から都市計画税までの市税の徴収実績の税目別の一覧になります。一番下の右から二つ目、調定額に対する収入割合（収納率）の現年課税分、滞納繰越分を合わせた計は96.9%で、一番右の前年度の収納率95.6%と比較して1.3ポイント上昇しております。

8 ページをお願いします。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び目的税等の使途です。左側は、地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費についての表です。消費税率が8%、10%と段階的に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、全て、社会保障施策に要する経費に充てるものとされているため、その充当状況を示したものです。右側は、都市計画税、入湯税、森林環境譲与税について、その使途、充てた費用の充当状況を表したものとなっております。

9 ページをお願いします。

市債現在高と交付税算入見込額です。上段の表は、市債の年度末現在高と交付税算入見込額の対前年度の比較になります。表の中段、一般会計の欄の一番左、令和5年度末の市債の現在高は274億3,048万1,000円……

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、9ページから再開します。

市債現在高と交付税算入見込額です。上段の表は、市債の年度末現在高と交付税算入見込額の対前年度の比較になります。

表の中段、一般会計の欄の一番左、令和5年度末の市債の現在高は274億3,048万1,000円、その右隣、交付税算入見込額は242億7,270万5,000円となっており、算入割合は88.5%となっております。

一番右に行きまして、前年度との比較、差引増減のところでは、市債現在高は10億2,419万6,000円の減、交付税算入見込額は6億4,991万8,000円の減となっております。

表の下、左のグラフは、一般会計の市債現在高・借入額・償還額の推移を表したものです。縦軸の左側は、借入額、償還額の棒グラフの単位で、縦軸の右側は、市債現在高の折れ線グラフの単位となります。右のグラフは一般会計の市債現在高と交付税算入見込額の推移を表したものになります。

10ページをお願いします。

基金の状況です。左側は、一般会計の所管する基金の年度末現在高の前年度との比較の表になります。一番下、一般会計の基金の令和5年度末現在高は、161億7,662万5,000円で、前年度と比較して1億2,560万3,000円の増となっております。右側は、財政調整基金、減債基金、その他の特定目的基金の三つに区分した年度末現在高の推移を表したもので、上段がグラフ、下段が表となっております。

上段のグラフの一番右が令和5年度で、前年度との比較を見ますと、青色のところ、財政調整基金は5.1億円の減、赤色の減債基金は7.7億円の増、緑色のところ、その他特定目的基金は1.3億円の減となっております。詳細な増減額、増減率につきましては左側の表に記載してございます。

続いて11ページをお願いします。

財政指標の状況になります。左側のグラフは経常収支比率の推移を表したもので、グラフの上のほう、青色の折れ線になります。令和5年度の経常収支比率は94.5%で、前年度の92.2%と比べ、2.3ポイント上昇しております。右側の上段のグラフは健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表したものです。青色の折れ線になります。令和5年度の決算では9.9%となり、前年度の9.5%と比べて0.4ポイント上昇しております。

なお、グラフにも表示しておりますが、実質公債費比率の早期健全化基準は点線になっていきます25%、財政再生基準は35%となっており、旭市の数値はこれらの基準を大きく下回っているところです。

右側の下段のグラフは、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移を表したものです。将来負担比率は一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。令和5年度は充当可能財源等が将来の負担額を上回ったため、比率は算出されませんでした。健全化判断比率につきましては、後ほど報告第2号で説明いたします。

なお、このページに掲載しております三つのグラフには、参考として前年度までの千葉県内の市の平均値のグラフを赤色で表示しております。

12ページをお願いいたします。

続いて、主な施策に関する事項になります。

次の13ページをお願いします。

令和5年度の一般会計決算における主要事業の概要について、全部で48事業を掲載しております。この13ページが目次になりまして、14ページ以降、事業ごとの個表となります。

以上で資料による説明は終わります。

続きまして、今度は決算書のご説明をしますので、令和5年度旭市決算書のほうをお開きいただきたいと思います。

表の形式が左右の見開きとなっておりますので、タブレットの表示を見開き表示にしてください。上の表示のところを押してもらって、見開き表示のところ押すと、大丈夫ですか。これからの説明で、ページ番号をお示しする際は左側、奇数の番号で申し上げます。

初めに歳入になります。

17ページをお願いします。

1 款の市税です。右ページ、収入済額は78億4,560万7,085円で、前年度比0.1%の減とな

っております。

なお、各款ごとの前年度との差引き増減は、先ほど説明しました決算に関する説明資料の4ページのほうに記載してございます。

次に、19ページをお願いします。

2款地方譲与税は収入済額3億4,235万9,000円で、前年度比0.9%の増となっております。

3款利子割交付金は収入済額388万1,000円で、前年度比19.4%の減となっております。

4款配当割交付金は収入済額5,503万6,000円で、前年度比13.3%の増となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は収入済額6,590万1,000円で、前年度比70.2%の増となっております。

21ページをお願いします。

6款法人事業税交付金は収入済額1億4,094万4,000円で、前年度比12.3%の増となっております。

7款地方消費税交付金は収入済額15億7,883万1,000円で、前年度比1.5%の減となっております。

8款環境性能割交付金は収入済額6,171万7,616円で、前年度比14.8%の増となっております。

9款地方特例交付金は収入済額5,701万9,000円で、前年度比2.2%の減となっております。

23ページをお願いします。

10款地方交付税は収入済額93億250万8,000円で、前年度比1.3%の増となっております。内訳としまして、右側の備考の1、普通交付税は82億5,532万6,000円で、前年度比1.3%の増となっております。備考の2、特別交付税は10億4,718万2,000円で、前年度比1.0%の増となっております。

11款交通安全対策特別交付金は収入済額816万3,000円で、前年度比8.3%の減となっております。

12款分担金及び負担金は収入済額1億8,318万5,463円で、前年度比42.9%の減となっております。

続いて、25ページをお願いします。

分担金及び負担金の減の主な要因は、右側、備考の上から二つ目、学校給食費負担金の減で、令和5年度は国の交付金を活用し、7月から3月までの夏休み期間を除く8か月間、小・中学校の給食費を免除したことによるものです。

13款使用料及び手数料は収入済額 3 億1,409万5,460円で、前年度比7.0%の減となっております。

29ページをお願いします。

中段、14款国庫支出金は収入済額48億8,488万9,671円で、前年度比3.6%の増となっております。

33ページをお願いします。下のほうになります。

15款県支出金は収入済額19億7,949万3,588円で、前年度比15.2%の増となっております。

37ページをお願いします。

県支出金の増の主な要因は、左側の中段、農林水産業費県補助金の一番右、備考の13、経営体育成基盤整備事業促進費補助金の増などによるものです。

41ページをお願いします。

16款財産収入は収入済額 1 億8,827万8,458円で、前年度比116.7%の増となっております。

43ページをお願いします。

財産収入の増の主な要因は、右側備考の一番上、土地売却収入の増で、神西住宅跡地の公売によるものです。

17款寄附金は収入済額 2 億1,027万809円で、前年度比76.4%の増となっております。増の要因は、右側備考のふるさと応援寄附金の増によるものです。

18款繰入金は収入済額 9 億9,790万7,110円で、前年度比6.6%の増となっております。

45ページをお願いします。中段になります。

19款繰越金は14億2,712万2,798円で、前年度比30.5%の減となっております。

20款諸収入は収入済額 9 億5,653万378円で、前年度比12.4%の減となっております。

続いて、47ページをお願いします。一番下になります。

21款市債は、収入済額21億4,760万円で、前年度比20.6%の増となっております。

49ページをお願いします。

市債の増の主な要因は、左側の上段、2目民生債の一番右、備考の1、児童福祉施設整備事業債で、統合保育所の建設工事の開始に伴う増や、左側の一番下、7目消防債の一番右、備考の1、消防施設建設事業債で、統合消防分署の建設工事の開始に伴う増によるものです。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 議案の補足説明は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、財政課長の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、引き続きご説明を申し上げます。

歳出について、款ごとに主な事業をご説明いたします。

なお、歳入と同様、各款ごとの前年度との差引き増減は、最初に説明した決算に関する説明資料の 5 ページに掲載してございます。

それでは、55ページをお願いします。

1 款議会費は、右のページになります、支出済額 2 億 1,878 万 4,104 円で、前年度比 2.4% の増となっております。

57ページをお願いします。

下のほうになります。2 款総務費は、支出済額 42 億 7,577 万 489 円で、前年度比 15.6% の減となっております。

支出済額の右、翌年度繰越額は、繰越明許費が 2 億 4,500 万円で、繰越明許費に係る事業は、物価高騰対策家計応援商品券配付事業などの 4 事業です。

少し飛びます。79ページをお願いします。よろしいでしょうか。

1 項 7 目企画費の右側、備考の 4、ふるさと応援寄附推進事業 1 億 322 万 4,971 円は、ふるさと納税の返礼品などに係るものです。

下のほうになります。備考の 6、生涯活躍のまち形成事業 1 億 3,197 万 8,053 円は、多世代交流施設おひさまテラスの指定管理などに係るものです。

81ページをお願いします。

右側上のほうになります。備考の 7、シティプロモーション推進事業 1,660 万 9,187 円は、ロケツーリズムの推進などに係るものです。

85ページをお願いします。

右側上のほうになります。8 目電子計算費の備考の 3、電子自治体推進事業 2,749 万 8,728 円は、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入などに係るものです。

89ページをお願いします。

上のほうになります。10目地域振興費の右側、備考の5、移住・定住促進事業5,228万9,200円は、定住促進及び若者世帯住宅取得奨励金などに係るものです。

総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の14ページから16ページに記載してありますので、後ほどご覧になってください。

また少し飛びます。111ページをお願いします。よろしいですか。

3款民生費は、支出済額108億1,912万8,529円で、前年度比11.7%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が4,830万円で、繰越明許費に係る事業は、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）と、物価高騰対応重点支援給付金給付事業です。

117ページをお願いします。

1項1目社会福祉総務費の右側、備考の10、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業1億9,372万4,043円は、国の低所得者支援として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円の給付金の支給を行ったものです。

下のほうになります。備考の11、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）4億5,179万9,402円は、国の低所得者支援として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円の給付金の給付を行ったものです。

119ページをお願いします。

右側上のほうになります。備考の12、物価高騰対応重点支援給付金給付事業1億5,149万8,874円は、国の低所得者支援として、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金と、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の子ども1人当たり5万円の給付金の支給を行ったものです。

また少し飛びまして139ページをお願いします。

右側一番下になります。3項1目児童福祉総務費の備考の3、子ども医療費助成事業2億4,943万5,223円は、高校3年生までの子どもの医療費のうち、保険診療分の費用の全部または一部を助成したものです。

また少し飛びます。163ページをお願いします。

右側一番下になります。6目保育所費の備考の7、保育所統合整備事業1億5,848万4,700円は、中央第二保育所とゆたか保育所を統合する保育所の建設工事などに係るものです。

民生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の17ページから22ページに記載しており

ます。

続いて、167ページをお願いします。

中段になります。4款衛生費は、支出済額41億3,533万8,171円で、前年度比7.9%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の165万円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業となります。

また少し飛びまして、177ページをお願いします。

右側中段になります。1項2目予防費の備考の6、感染症予防対策事業1億5,712万8,664円は、予防接種やワクチン接種費用助成に係るものです。

続いて、179ページをお願いします。

右側上のほうになります。備考の7、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、一番下、備考の8の繰越明許分と合わせて、合計2億6,255万6,417円となっております。

187ページをお願いします。

右側中段やや下のほうになります。3目母子保健費の備考の7、出産・子育て応援給付金給付事業3,547万8,032円は、出産や子育てに係る経済的負担を軽減するため、出産・子育て応援給付金の支給を行ったものです。

衛生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の22ページから24ページに記載しております。

少し飛びまして、201ページをお願いします。

中段になります。5款労働費は、支出済額144万8,625円で、前年度比50.3%の減となっております。減の要因は、前年度に職業相談室の移転に伴う経費があったことなどによるものです。

一番下になります。6款農林水産業費は、支出済額10億4,032万9,726円で、前年度比7.7%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が5,685万1,000円で、繰越明許費に係る事業は、農業水利施設改修事業です。

207ページをお願いします。

右側下のほうになります。1項3目農業振興費の備考の2、新規就農総合支援事業1,989万8,330円は、新たな農業の担い手の確保と育成を図るための新規就農者への各種支援などに係るものです。

209ページをお願いします。

右側中段やや上になります。備考の4、水田農業構造改革推進事業1億5,502万992円は、水田農業経営の安定と発展のため、主食用米から飼料用米などの戦略作物栽培への転換を支援する補助金です。

215ページをお願いします。

4目畜産振興費の右側、備考の5、畜産環境フレッシュ事業404万1,800円は、消臭効果のある飼料添加剤や臭気拡散防止資材の導入に対する助成などに係るものです。

農林水産業費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の25ページから26ページに記載しております。

また少し飛びまして、225ページをお願いします。

中段になります。7款商工費は、支出済額4億6,380万2,796円で、前年度比28.5%の減となっております。減の要因は、前年度に中小企業等物価高騰対策支援金給付事業の実施があったことによるものです。

229ページをお願いします。

1項2目商工振興費の備考の4、商業活性化推進事業8,395万8,533円は、プレミアム付商品券発行や空き店舗活用への補助金などに係るものです。

231ページをお願いします。

右側下のほうになります。3目観光費の備考の2、観光資源創出プロモーション事業653万4,597円は、SNSを活用した全国へのPRなどに係るものです。

続いて、235ページをお願いします。

右側中段になります。備考の4、観光イベント事業2,724万5,734円は、七夕市民まつりやYOU・遊フェスティバルに対する補助金などに係るものです。

商工費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の27ページから28ページに記載しております。

237ページをお願いします。

下のほうになります。8款土木費は、支出済額29億2,558万5,327円で、前年度比9.5%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が7億9,136万3,000円で、繰越明許費に係る事業は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業や、震災復興・津波避難道路整備事業などの8事業になります。

少し飛びまして、247ページをお願いします。

右側中段やや下になります。２項３目道路新設改良費の備考の７、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、その下の備考の８、繰越明許の分と合わせて合計６億２,７７９万９,８３７円となっております。

一番下、備考の９、南堀之内バイパス整備事業は、次のページ、２４９ページの備考の１０、繰越明許の分と合わせて、合計２億３,５５１万８,２１０円となっております。

２５１ページをお願いいたします。

下のほうになります。３項１目都市計画総務費の備考の２、都市計画総務事務費２,５０１万８,５１１円は、都市計画区域の見直しなどに係るものです。

また少し飛びまして、２６１ページをお願いします。

右側下のほうになります。４項１目住宅管理費の備考の７、住宅リフォーム補助事業２,２２３万９,０００円は、住宅リフォーム工事に要した費用に対し、上限２０万円の補助をしたものです。

その下、備考の８、空き家等対策推進事業１,２９３万４,１７７円は、空き家等実態調査や空き家等の改修解体補助金などに係るものです。

土木費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の２９ページから３２ページに記載しております。

２６３ページをお願いします。

下のほうになります。９款消防費は、支出済額１６億５６５万８,１４６円、前年度比４９.６％の増となっております。増の主な要因は、消防庁舎整備事業で、統合消防分署の建設工事が始まったことなどによるものです。

右側の翌年度繰越額は、繰越明許費が１,０２５万７,０００円で、繰越明許費に係る事業は、防災行政無線等整備事業です。

２６７ページをお願いします。

右側中段になります。１項１日常備消防費の備考の３、消防庁舎整備事業４億３,６３４万３,６００円は、海上・飯岡の統合消防分署庁舎建設工事などに係るものです。

２７３ページをお願いします。

右側下のほうになります。３目災害対策費の備考の３、防災行政無線等整備事業４,１２１万３,８１６円は、防災行政無線改修工事などに係るものです。

消防費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の３３ページから３４ページに記載しております。

275ページをお願いします。

中段になります。10款教育費は、支出済額25億4万8,009円、前年度比16.5%の減となっております。

281ページをお願いします。

右側上のほうになります。1項2目事務局費の備考の5、学校再編推進事業272万9,146円は、干潟地域の統合小学校の地域検討会議や代表者会議などに係るものです。

また少し飛びまして、301ページをお願いします。

右側中段やや下になります。3項2目教育振興費の備考の6、中学校英語指導助手配置事業4,906万7,168円は、外国語指導助手（ALT）の配置に係るものです。

またちょっと、結構飛びます、333ページをお願いします。

右側中段になります。4項9目大原幽学記念館費の備考の4、大原幽学遺跡史跡公園管理費6,766万7,851円は、防災設備更新工事などに係るものです。

337ページをお願いいたします。

右側下のほうになります。5項1目保健体育総務費の備考の2、スポーツ振興事業2,128万8,029円は、あさひスポーツフェスティバルや飯岡しおさいマラソン大会に対する補助金などに係るものです。

339ページをお願いします。

中段やや上になります。2目体育施設費の右側、備考の1、スポーツ施設管理運営費1億2,632万1,721円は、社会体育施設の指定管理などに係るものです。

教育費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の34ページから37ページに記載しております。

続きまして、345ページをお願いします。

一番下になります。11款災害復旧費は、令和5年度の支出はありませんでした。

347ページをお願いします。

一番下になります。12款公債費は、支出済額32億5,810万1,049円で、前年度比3.8%の増となっております。

349ページをお願いします。

中段になります。13款諸支出金は、支出済額1億1,536万6,000円で、前年度比14.2%の増となっております。

右側の翌年度繰越額は、事故繰越しが1,760万円で、事故繰越しに係る事業は、水道事業

会計出資金です。

以上で議案第1号、令和5年度旭市一般会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 柴 栄男 登壇）

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第2号、令和5年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

引き続き、タブレットは見開き表示でお願いいたします。

決算書353ページをお願いいたします。

右のページになります。歳入歳出予算額28億3,100万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は28億3,085万4,955円となりました。

歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明いたします。

363ページをお願いいたします。

歳入になります。なお、科目名は左のページ、収入済額、支出済額は右のページとなります。

1款1項1目貸付金元利収入は、収入済額19億9,985万4,955円です。これは、病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

2款1項1目病院債は、収入済額8億3,100万円です。これは、法人が医療器具の購入のため必要な財源として、市が新たに借り入れたものです。

367ページをお願いします。

歳出になります。

1款1項1目貸付金は、支出済額8億3,100万円で、これは、法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものです。

2款公債費は、支出済額19億9,985万4,955円で、1項1目元金は、支出済額17億1,946万5円、2目利子は、支出済額2億8,039万4,950円です。これらは借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入された貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものです。

369ページには、実質収支に関する調書を掲載してございます。

続きまして、別冊の資料となります議案第2号、旭市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

議案等のフォルダになりますか。よろしいでしょうか。

では、決算説明資料 2 ページになります。下の表になります。

2、病院事業債現在高の右下173億8,246万711円が、令和5年度末の残高となります。

続きまして、3 ページから 5 ページは、現存する起債の明細書となり、5 ページの一番下の行になります。こちらが令和5年度末の現在高で、その上 2 行、31 番、32 番が令和5年度に新たに借り入れた起債となっております。

6 ページになりますが、6 ページは、令和5年度に借り入れました起債の対象医療器械の一覧となっております。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号、議案第 4 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 高野 久 登壇）

○保険年金課長（高野 久） それでは、議案第 3 号並びに議案第 4 号について補足説明を申し上げます。

タブレットにつきましては、引き続き見開きでお願いいたします。

初めに、議案第 3 号、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

なお、決算書の説明に入ります前に、令和5年度の国民健康保険の世帯数などを申し上げます。

令和5年度の平均世帯数は1万140世帯で、前年度と比べ426世帯、4.0%の減となりました。

また、平均被保険者数は1万6,948人で、前年度と比べ1,080人、6.0%の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

372ページをお願いいたします。

事業勘定の決算になります。歳入決算額は81億5,445万9,842円で、前年度と比べ1.4%の減となりました。歳出決算額は79億7,457万562円で、前年度と比べ0.6%の増となりました。

377ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は1億7,988万9,280円となり、うち9,000万円を財政調整基金へ積立して、残額の8,988万9,280円は、令和6年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

387ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税の収入済額は、右に移りまして16億7,487万45円、前年度比11.4%の減となりました。不納欠損額は1,417万7,131円、収入未済額は1億9,407万3,716円となっております。

なお、収納率は、還付未済額を除き88.93%、前年度と比較して0.27ポイント下降いたしました。

389ページをお願いいたします。

中段の5 款県支出金は、保険給付費等の交付金として、右側の収入済額55億2,045万6,074円、前年度比0.6%の減となりました。

一番下の7 款繰入金は7億5,517万4,436円、前年度比19.4%の増となりました。増の要因は、391ページをお願いいたします。上段の2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金の増によるもので、国保税の税收を補うため、財政調整基金を取り崩したことによるものでございます。

なお、その上の一般会計繰入金は、全て法定に基づく繰入金となっております。

8 款繰越金は、令和4 年度からの繰越金で、右側の収入済額1億7,327万5,445円となっております。

9 款諸収入は3,029万2,336円で、主なものは国保税の延滞金などでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

397ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は、中ほどに記載のとおり4,665万5,359円、前年度比9.6%の増となりました。増の要因は、会計年度任用職員に係る報酬や法改正によるシステム改修費の増によるものです。

399ページをお願いいたします。

下段の2 款保険給付費は、右側の支出済額53億8,809万9,374円、前年度比0.6%の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少により、保険給付費の総額が減となったものでございます。

403ページをお願いいたします。

3 款保険事業費納付金は、支出済額24億2,419万6,029円、前年度比3.0%の増となりました。納付金の額は、被保険者数や所得水準などを基に県が算定しております。内訳は、1 項1 目の医療給付費分が15億6,178万3,638円、2 目後期高齢者支援金分が6億1,777万4,380円、

3目介護分が2億4,463万8,011円となっております。

一番下の4款保健事業費は、右側の支出済額8,393万8,670円、前年度比1.9%の増となりました。

407ページをお願いいたします。

7款諸支出金は、支出済額3,165万7,564円、前年度比17.8%の増となりました。増の要因は、1項2目の保険税還付金の増によるものです。

少し飛びまして、427ページをお願いいたします。

事業勘定の実質収支に関する調書につきましては、左側に記載のとおりでございます。

続いて、施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明いたします。

378ページへお戻りください。

歳入決算額は7,730万2,411円で、前年度と比べ2.5%の増となりました。

歳出決算額は6,365万5,585円で、前年度と比べ0.2%の増となりました。

次に、383ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は1,364万6,826円となり、うち700万円を財政調整基金に積立ていたしまして、残額の664万6,826円は、令和6年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

少し飛びまして、415ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1款診療収入の収入済額は、右側に移りまして5,564万6,732円、前年度比0.7%の増となりました。増の要因は、患者数の増加によるものです。

417ページをお願いいたします。

4款繰入金は、右側の収入済額1,540万円、前年度比6.9%の増となりました。増の要因は、財政調整基金繰入金の増によるものでございます。

5款繰越金は、令和4年度からの繰越金で、右側の収入済額593万5,671円となっております。

6款諸収入は、収入済額26万8,230円、前年度比70.2%の減となりました。減の要因は、4年度に行っていました新型コロナウイルスワクチン接種業務への医師派遣料が減となったことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

421ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は、中ほどに記載のとおり4,336万6,957円、前年度比2.9%の増となりました。増の要因は、会計年度任用職員に係る報酬等の増によるものです。

423ページをお願いいたします。

下段の2 款医業費は、支出済額2,028万7,210円、前年度比4.9%の減となりました。減の要因は、425ページをお願いいたします。中段の1 項3 目医薬品衛生材料費の減で、一部の医薬品製造業者が製造停止等の処分を受けたことにより、医薬品の購入が難しくなったことによるものでございます。

428ページをお願いいたします。

施設勘定の実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第3 号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4 号、令和5 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和5 年度の後期高齢者医療の被保険者数について申し上げます。

令和5 年度末の被保険者数は1 万543人、前年度と比べ414人、4.1%の増となっております。

それでは、決算書によりご説明いたします。

430ページをお願いいたします。

歳入決算額は8 億1,654万5,445円で、前年度と比べ4.5%の増となりました。

歳出決算額は8 億114万8,587円で、前年度と比べ4.5%の増となっております。

435ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額の1,539万6,858円は、令和6 年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

439ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は、右側に移りまして5 億7,113万2,000円、前年度比2.8%の増となりました。増の要因は、被保険者数の増加によるものです。不納欠損額は、その隣100万2,350円で、収入未済額は、一つ隣の501万3,200円となっております。

なお、収納率は、還付未済額を除き99.0%で、前年度と同率となっております。

2 款繰入金は、右側の収入済額1 億9,968万7,536円、前年度比7.6%の増となりました。

増の要因は、保険料軽減措置の対象となる低所得者数の増加によるものでございます。

3款繰越金は、令和4年度からの繰越金で、収入済額1,439万8,051円となっております。

4款諸収入は、収入済額3,132万7,858円、前年度比8.1%の増となりました。増の要因は、441ページをお願いいたします。3項1目1節後期高齢者医療広域連合受託事業収入の増で、健康診査事業等に係る受託事業収入が増加したことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

445ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は、中ほどに記載のとおり2,126万7,439円、前年度比29.0%の増となりました。増の要因は、1項1目一般管理費の右側、備考欄1、後期高齢者医療一般事務費の12節委託料の増によるもので、保険料納付におけるスマホ決済対応など、システム業務委託が増加したことによるものでございます。

2款広域連合納付金は、右側の支出済額7億4,994万4,696円、前年度比3.7%の増となりました。増の要因は、備考欄1、広域連合納付金のうち、保険料納付金が保険料収入の増加に伴い、納付額も増えたことによるものでございます。

一番下になります。3款保健事業費は、中ほどの支出済額のとおり2,930万1,252円、前年度比9.6%の増となりました。増の要因は、447ページをお願いいたします。右側の備考欄1、健康診査事業において、被保険者数の増加や通知対象の拡大により、健康診査を利用する受診者が増加したことによるものでございます。

4款諸支出金は、支出済額63万5,200円で、主なものは保険料の還付金や還付加算金となっております。

449ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わりにいたします。

○議長（飯嶋正利） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第5号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和5年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。

議案第5号、介護保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

歳入歳出決算に関する説明資料の2ページをお願いいたします。

上の表、1の高齢者人口等ですが、令和6年3月末の状況を第8期介護保険事業計画及び令和5年3月末と比較したのとなっております。

上から2段目のB欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者数は2万258人で、前年度末と比べ49人増加し、5段目の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は32.5%、前年度末と比べ0.5ポイントの増加となりました。

6段目の要支援・要介護認定者数は3,068人で、前年度末と比べ72人の増、一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は14.8%で、前年度比0.4ポイントの増となりました。

下の表、2は、要支援・要介護度別認定者数となりまして、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、ここからは決算書によりご説明いたします。

令和5年度旭市決算書をお開きください。引き続き見開き表示をお願いいたします。

決算書は452ページになります。

歳入決算額は56億4,870万213円で、前年度比2.2%の増、歳出決算額は54億80万5,472円で、前年度比2.9%の増となり、457ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は2億4,789万4,741円となりました。

決算内容の主なものにつきましては、次の事項別明細書によりご説明いたします。

461ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

1 款保険料の収入済額は12億3,720万2,380円で、前年度と比較して0.1%の増となりました。収納率は97.7%で、前年度と比較しまして0.1ポイント上昇しております。また、不納欠損額は670万4,240円、収入未済額は2,287万505円となっております。

2 款国庫支出金は、収入済額11億5,362万1,911円で、前年度比0.1%の増となりました。

463ページをお願いいたします。

中段の3 款支払基金交付金は、収入済額13億3,105万3,000円で、前年度比0.7%の増となりました。

4 款県支出金は、収入済額7 億8,533万8,732円で、前年度比2.3%の増となりました。

465ページをお願いいたします。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの繰入金でありまして、収入済額8 億5,357万3,000円、前年度比4.2%の増となりました。

下段の7 款繰越金は、収入済額2 億7,997万9,981円。

次の8 款諸収入は、収入済額791万9,268円で、主なものは地域支援事業利用収入などがございます。

続きまして、歳出になります。

471ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は7,147万1,956円、前年度比15.0%の増となりました。

475ページをお願いいたします。

2 款保険給付費の支出済額は48億6,109万2,400円で、前年度比2.1%の増となりました。増の主な要因は、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費の増によるものです。

少し飛びまして、483ページをお願いいたします。

中段となります。4 款基金積立金は、支出済額1 億6,013万5,836円、これは前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、令和5 年度末の介護保険給付費準備基金の残高は7 億9,184万1,831円となりました。

5 款地域支援事業費は、支出済額1 億8,479万2,094円、前年度比9.8%の減となりました。減の主な要因は、自立に向けた取り組みを行う介護予防・日常生活支援総合事業の見直しによるものであります。

少し飛びまして、497ページをお願いいたします。

6 款諸支出金は、支出済額1 億2,331万3,186円で、主なものは国・県及び一般会計への返

還金となります。

499ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。内容は記載のとおりでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号から議案第8号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 初めに、議案第6号、令和5年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

水道事業会計決算書をお開きください。

タブレットの表示は、見開き表示にてお願いいたします。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

事業の報告書でございます。

（1）総括事項、5行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の給水人口は5万6,273人、給水件数は2万1,532件となりました。普及率は90.4%で、前年度と比較しますと0.6ポイントの増となりました。年間給水量は629万3,871立方メートルで、前年度と比較しますと7万3,233立方メートルの減となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は571万5,614立方メートルとなり、前年度と比較しますと7万1,896立方メートルの減となりました。有収率は90.8%で、前年度と比較しますと0.1ポイントの減となっております。

続きまして、建設状況ですが、建設改良工事のうち布設替え工事では二地区、東足洗地区、足川地区、後草地区及び鐮木地区の配水管等を口径50ミリメートルから200ミリメートルの耐震型配水管等に延べ848.4メートルを布設替えいたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

（2）は経営指標に関する事項となっております。経営の健全性を示す経常収支比率は105.7%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

16ページをお願いいたします。

（3）は議会議決事項、（4）は行政官庁認可事項、（5）は職員に関する事項となって

おります。

恐れ入りますが、前に戻りまして、3ページをご覧ください。

令和5年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額17億1,350万円に対し、決算額16億1,988万4,636円となり、収入率は94.5%となりました。内訳としまして、第1項営業収益の主なものは水道料金であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額16億125万5,200円に対し、決算額15億2,032万3,713円となり、執行率は94.9%となりました。内訳としまして、第1項営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第2項営業外費用は企業債の利息などで、第3項特別損失は過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、5ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額3億7,658万2,000円に対し、決算額は1億2,770万300円となり、収入率は33.9%となりました。内訳としまして、第1項は企業債で、旭配水場ポンプ施設更新工事の財源として借入れをしております。第2項は出資金で、配水管の耐震化に対する一般会計からの出資金となっております。第3項は補助金で、重要給水管の耐震化に対する国からの補助金です。第4項は負担金で、消火栓設置に対する一般会計からの負担金です。第5項は給水申込納付金となり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出は、予算額9億4,851万1,000円に対し、決算額2億7,506万9,525円となり、執行率は29.0%となりました。内訳としまして、第1項建設改良費は、旭配水場ポンプ施設更新工事や配水管の耐震管への布設替え工事であり、第2項企業債償還金は、建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

5ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,089万8,025円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,921万8,734円、減債積立金3,755万4,716円、建設改良積立金9,412万4,575円で補填いたしました。

続いて、8ページの損益計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

1の営業収益は、2列目の数字になりますが、13億608万3,802円、2の営業費用は14億398万8,599円、差引営業損失は3列目の9,790万4,797円となりました。

3の営業外収益は、2列目になりますが、1億8,427万7,432円、4の営業外費用として612万924円、差引きは3列目の1億7,815万6,508円となり、営業損失を差し引きますと経常利益は8,025万1,711円の黒字となりました。

5の特別損失は1万5,750円であり、当年度の純利益は差引き8,023万5,961円となり、当年度末処分利益剰余金は2億1,191万5,252円となります。

次に、9ページと10ページ上段の剰余金計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、40億8,885万6,747円となりました。

表の中ほどの列になりますが、資本剰余金合計欄の当年度末残高は1,035万116円となりました。

右から2列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、15億6,173万4,738円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが、56億6,094万1,601円となりました。

9ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高2億1,191万5,252円の処分に係るものですが、当年度純利益8,023万5,961円に対する部分として、2,843万5,961円を減債積立金、5,180万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、資本的支出に補填した減債積立金及び建設改良積立金の合計額1億3,167万9,291円については、資本金に組み入れるものでございます。

次に、11ページ、12ページの貸借対照表をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

11ページ、資産の部の1、固定資産、2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある85億5,345万9,338円となりました。

次に、負債の部ですが、12ページ上段をご覧ください。

3、固定負債、4、流動負債及び5、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一

番下、二重下線の引いてある28億9,251万7,737円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

6、資本金、7、剰余金の合計額は、下から2行目、資本合計56億6,094万1,601円となり、これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてあります85億5,345万9,338円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、17ページをお願いいたします。

建設改良工事及び保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

年間の業務量です。

次の20ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比で記載してございます。

21ページをお願いします。

4、会計になります。

(1)は重要契約の要旨、(2)は企業債及び一時借入金の概況でございます。

5、その他は、他会計補助金等の使途についての記載でございます。

次に、22ページはキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

23ページから25ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次に、26ページは固定資産明細書、27ページは企業債明細書となっております。

28ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したもので、各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和5年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

公共下水道事業会計決算書は、29ページからになります。

初めに、公共下水道事業の概況からご説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

(1)総括事項、5行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続人口4,870人、接続件数は2,181件で、水洗化率は74.8%となりました。料金収入の基礎となります年間有収水量は64万3,395立方メートル、有収率は

84.2%で、前年度と比較しますと0.1ポイントの減となっております。

次の経営状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明させていただきます。

(2) は経営指標に関する事項となっております。経営の健全性を示す経常収支比率は117.1%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

42ページをお願いいたします。

(3) は議会議決事項、(4) 行政官庁認可事項、(5) は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして、31ページをお願いいたします。

令和5年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、(1) 収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款下水道事業収益の予算額5億8,695万1,000円に対し、決算額5億8,906万5,763円となり、収入率は100.4%となりました。内訳としまして、第1項営業収益の主なものは公共下水道使用料で、第2項営業外収益は一般会計負担金や長期前受金戻入などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款下水道事業費用の予算額5億6,698万3,000円に対し、決算額5億1,393万5,072円となり、執行率は90.6%となりました。内訳としまして、第1項営業費用は処理場の運転管理などの委託料、修繕費、減価償却費、人件費等で、第2項営業外費用は企業債の利息などであります。第3項の特別損失は過年度損益修正損で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、33ページをお開きください。

(2) の資本的収入及び支出について説明申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額2億5,719万円に対し、決算額2億4,782万7,200円となり、収入率は96.4%となりました。内訳としまして、第1項企業債、第2項他会計負担金、第3項負担金及び分担金、第4項は工事負担金でございます。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出は、予算額3億7,068万円に対し、決算額は3億5,142万9,661円となり、執行率は94.8%となりました。内訳としましては、第1項建設改良費は公共ます設置工事費や排水路整備に伴う下水道管の移設工事であり、第2項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

33ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億

360万2,461円につきましては、減債積立金1,836万4,105円、過年度分損益勘定留保資金8,523万8,356円で補填いたしました。

続いて、36ページの損益計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

1の営業収益は、2列目の数字になりますが、1億1,145万3,156円、2の営業費用は4億4,684万7,081円、差引営業損失は3列目の3億3,539万3,925円となりました。

3の営業外収益は、2列目になりますが、4億6,651万340円、4の営業外費用として4,676万4,852円、差引きは3列目の4億1,974万5,488円となり、営業損失を差し引きますと、経常利益は8,435万1,563円の黒字となりました。

5の特別損失は5,572円であり、当年度の純利益は差引き8,434万5,991円となり、当年度未処分利益剰余金は1億7,596万6,995円となります。

次に、37ページ、38ページ上段の剰余金計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、2億1,209万5,386円となりました。

表の右側から2列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、1億7,596万6,995円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが、3億8,806万2,381円となりました。

37ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高1億7,596万6,995円の処分に係るものですが、7,325万6,899円を減債積立金に積み立て、資本的支出に補填した減債積立金1,836万4,105円については、資本金に組み入れるものでございます。

次に、39ページ、40ページの貸借対照表をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

39ページ、資産の部の1、固定資産、2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある79億5,466万6,487円となりました。

次に、負債の部ですが、40ページ上段をご覧ください。

3、固定負債、4、流動負債及び5、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一

番下、二重下線の引いてある75億6,660万4,106円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

6、資本金、7、剰余金の合計額は、下から2行目、資本合計3億8,806万2,381円となり、これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある79億5,466万6,487円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、43ページをお願いいたします。

建設改良工事及び保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

45ページをお願いいたします。

年間の業務量です。

次の46ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

次に、47ページをお願いします。

4、会計になります。

(1)は重要契約の要旨、(2)は企業債及び一時借入金の概況でございます。

5、その他は、他会計負担金等の使途についての記載でございます。

48ページは、キャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

49ページから51ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

52ページは、固定資産明細書となっております。

53ページから55ページは、企業債明細書となっております。

56ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したもので、各内容については記載のとおりでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、令和5年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

農業集落排水事業会計決算書は、57ページからになります。

初めに、農業集落排水事業の概況からご説明申し上げます。

69ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

(1)総括事項、5行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続人口1,355人、接続件数は431件、水洗化率は76.0%となりま

した。料金収入の基礎となります年間有収水量は12万7,372立方メートル、有収率は100%となっております。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明させていただきます。

(2)は、経営指標に関する事項となっております。経営の健全性を示す経常収支比率は124.4%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

70ページをお願いいたします。

(3)は議会議決事項、(4)行政官庁認可事項、(5)は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして、59ページをお願いいたします。

令和5年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款下水道事業収益の予算額8,412万1,000円に対し、決算額8,420万305円となり、収入率は100.1%となりました。内訳としまして、第1項営業収益の主なものは、農業集落排水処理施設使用料であり、第2項の営業外収益は一般会計負担金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款下水道事業費用の予算額8,435万3,000円に対し、決算額6,903万7,519円となり、執行率は81.8%となりました。内訳としまして、第1項営業費用は管渠費、処理場費、減価償却費、人件費等で、第2項営業外費用は企業債の利息などであり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、61ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額2,511万円に対し、決算額は1,851万円となり、収入率は73.7%となりました。内訳としまして、第1項企業債、第2項他会計負担金、第3項は負担金及び分担金でございます。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出は、予算額3,949万3,000円に対し、決算額は3,189万2,369円となり、執行率は80.8%となりました。内訳としましては、第1項建設改良費は処理施設の上澄水排出装置の更新、マンホールポンプ場の制御盤の更新等であり、第2項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

61ページが一番下の欄外になりますが、資本金収入額が資本金支出額に不足する額1,338万2,369円については、減債積立金100万円、建設改良積立金1,162万2,624円、過年度分損益勘定留保資金75万9,745円で補填いたしました。

続いて、63ページの損益計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

1の営業収益は、2列目の数字になりますが、1,580万3,350円、2の営業費用は6,350万6,591円、差引営業損失は3列目の4,770万3,241円となりました。

3の営業外収益は、2列目になりますが、6,681万6,616円、4の営業外費用として288万7,558円、差引きは3列目の6,392万9,058円となり、営業損失を差し引きますと、経常利益は1,622万5,817円の黒字となりました。当年度の純利益も同額となり、当年度未処分利益剰余金は3,963万1,664円となります。

次に、65ページ、66ページ上段の剰余金計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、6,822万6,040円となりました。

表の右から2列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、3,963万1,664円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下にあります。1億785万7,704円となりました。

65ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高3,963万1,664円の処分に係るものですが、100万円を減債積立金に、978万3,223円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、資本金支出に補填した減債積立金及び建設改良積立金の合計1,262万2,624円につきましては、資本金に組み入れるものでございます。

次に、67ページ、68ページの貸借対照表をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

67ページ、資産の部の1、固定資産、2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある9億5,225万5,811円となりました。

次に、負債の部ですが、68ページ上段をご覧ください。

3、固定負債、4、流動負債及び5、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある8億4,439万8,107円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

6、資本金、7、剰余金の合計額は、下から2行目、資本合計1億785万7,704円となり、これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある9億5,225万5,811円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、71ページをお願いいたします。

建設改良工事及び保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

年間の業務量でございます。

次の74ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

次に、75ページをお願いします。

4、会計になります。

(1)は重要契約の要旨、(2)は企業債及び一時借入金の概況でございます。

5、その他は、他会計負担金等の使途についての記載でございます。

76ページは、キャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

77ページから79ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次の80ページは固定資産明細書、81ページは企業債明細書となっております。

82ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したもので、各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、令和5年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

(代表監査委員 木村哲三 登壇)

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

令和5年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした四つの特別会計並びに水道事業をはじめとした三つの公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われて

いるか、また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合・精査するとともに、関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し、正確でありました。

また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

初めに、一般会計及び特別会計について申し上げます。

一般会計及び特別会計の決算状況は、実質収支額が16億6,821万円の黒字で、各会計の実質収支額も全て黒字となっております。

なお、歳入につきましては、全庁的に債権回収に取り組んだ結果、本年度の収納率に結果として表れております。引き続き適切かつ効果的な収納対策により、市民負担の公平性と貴重な自主財源の確保に努め、財政の健全性を堅持することを望むものであります。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査につきましては、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率の審査において、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認いたしました。

次に、公営企業会計について申し上げます。

まず、水道事業につきましては、経営分析表を見ると安定性を示す自己資本構成比率、経営状況を示す総収支比率、経常収支比率がいずれも前年度を下回っているものの、総収支比率と経常収支比率は望ましいとされる100%を超えていることから、財務全般で健全な構造が維持されており、おおむね安定した経営状況にあります。

今後も安定した収益確保と効率的な経営に努めるとともに、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道耐震化計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水の安定供給に努められることを望みます。

次に、公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては、損益計算書から経営状況を見

ると、両事業とも純利益が生じており、経営状況を示す総収支比率、経常収支比率が望ましいとされる100%を超えることから、財政の健全性はおおむね良好であると言えます。

一方で、公共下水道事業と農業集落排水事業は、ともに一般会計からの繰入金の高割合が高いことから、この2事業については、事業決定の課題を今後の事業企画時の参考として記憶にとどめるとともに、将来にわたり持続可能な経営基盤の確立と効率的な施設管理に努められることを望みます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公営企業会計の資金不足比率の審査においては、資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

まとめとして、今後、人口減少、少子高齢化対策及び市民が安全・安心に暮らせるまちづくり等を積極的に推進するための費用の増加、さらにエネルギー価格などの物価高騰による経常経費の負担増など、厳しい財政運営が見込まれます。

そのような中で、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立に向け、引き続き行財政改革や公共施設の適正な管理・運営を着実に進めることはもとより、旭市総合戦略に掲げる諸施策を強力に推進し、その結果を毎年検証して成果に結びつけ、将来にわたり希望を持って子どもを産み、育て、教育を受け、安心して働き暮らせる、そして住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向けて、チーム旭で努力されることを期待して、監査委員の総意いたします。

○議長（飯嶋正利） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について補足

説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ9億400万円を追加し、予算の総額を342億5,500万円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正と、第3条、地方債の補正につきましては、この後説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。

今回の補正は、小学校統合整備事業における大規模改造工事の実施設計業務委託について、履行期間が令和7年度にまたがることから、新たに債務負担行為を設定するものです。

実施設計業務委託の全体事業費は2,354万1,000円で、表の右側、翌年度の債務負担行為を設定する限度額は871万円でございます。

全体事業費と限度額の差額1,483万1,000円は、今回の補正予算の歳出に計上しておりますので、後ほど説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

今回の補正は、地方債の追加です。

小学校大規模改造事業は、先ほど債務負担行為補正で説明しました小学校統合整備事業に係る起債で、限度額を1,480万円とするものです。

11ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

10款1項1目地方交付税1億5,373万4,000円の増は、右側、説明欄1、普通交付税の増で、7月に決定した普通交付税の留保分の一部を今回の補正財源として計上するものです。

14款2項1目総務費国庫補助金1億741万9,000円の増は、説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金387万6,000円、説明欄2、デジタル基盤改革支援補助金9,741万6,000円、説明欄3、地域経済循環創造事業交付金612万7,000円によるものです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金とデジタル基盤改革支援補助金は、今回の補正で増額を予定しております電算システム運用事務に対する国の補助金となります。地域経済循環創造事業交付金は、今回の補正で新規に実施予定の地域経済循環創造事業に対する国

の補助金です。

2目民生費国庫補助金75万円の増は、説明欄1、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金です。こちらは、今回の補正で増額を予定しております生活保護総務事務費に対する国の補助金となります。

15款2項4目農林水産業費県補助金1,416万6,000円の増は、農業費県補助金の説明欄1、県産飼料自給体制整備事業費補助金1,386万4,000円と、水産業費県補助金の説明欄1、海業による地域活性化支援事業費補助金30万2,000円によるものです。

県産飼料自給体制整備事業費補助金は、今回の補正で増額を予定しております県産飼料自給体制整備事業に対する県の補助金となります。海業による地域活性化支援事業費補助金は、今回の補正で新規に実施予定の海業推進事業に対する県の補助金です。

12ページをお願いします。

18款2項7目育英基金繰入金175万円の増は、今回の補正で増額を予定しております育英資金給付事業の財源として計上するものです。

19款1項1目繰越金6億1,138万1,000円の増は、説明欄1、前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

21款市債につきましては、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について説明いたします。

13ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費8,901万円の増は、説明欄1、公共施設等整備基金積立金によるもので、昨年度公売した神西住宅跡地の売買代金を公共施設等整備基金に積み立てるものです。

6目財産管理費6億1,000万円の増は、説明欄1、財政調整基金積立金によるもので、令和5年度決算の確定に伴い、剰余金の2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てるものです。

7目企画費1,225万4,000円の増は、説明欄1、地域経済循環創造事業によるもので、こちらは、産業、行政、金融等が連携して、地域の人材、資源、資金等を活用した新ビジネスを支援する国庫補助制度を活用する新規事業です。

今回、市内事業者から本制度の活用意向があったことから補正するもので、事業費の2分の1が国の交付金で措置されます。

8目電子計算費1億129万2,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業によるもので、

12節委託料9,741万6,000円は、基幹業務システムの標準化対応に係る業務委託で、費用の全額が国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金で措置されます。

説明欄の18、地方公共団体情報システム機構負担金387万6,000円は、市の住民情報系システムとマイナンバー情報連携システムを仲介する自治体中間サーバーの移行に係る負担金で、こちらは、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で全額措置されます。

11目諸費5,866万1,000円の増は、説明欄1、国庫支出金等返還費によるもので、過年度に収入した国・県支出金の精算に伴う返還金の増です。

14ページをお願いします。

3款4項1目生活保護総務費173万4,000円の増は、説明欄1、生活保護総務事務費によるもので、生活保護法等の改正により、就職準備金の支給が可能になったことや、保護廃止時に支給される就労自立給付金の算定方式が変更となったことに伴うシステム改修の費用を補正するものです。補助基準額150万円の2分の1の75万円が国費で措置されます。

6款1項4目畜産振興費1,386万4,000円の増は、説明欄1、県産飼料自給体制整備事業によるもので、こちらは、飼料作物の生産を支援する県の補助事業に、令和7年度の事業として要望していたものが、今年度前倒し採択となったため補正するもので、全額県費で措置されます。

3項1目水産業総務費60万4,000円の増は、説明欄1、海業推進事業によるもので、飯岡漁港周辺における地域資源を活用した新たな産業を創出することを目的とした新規事業です。本格的な事業展開に先立ち、協議会を立ち上げるための経費を補正するもので、事業費の半分に県の補助金が充てられます。

15ページをお願いします。

10款1項2目事務局費175万円の増は、説明欄1、育英資金給付事業によるもので、今年度の認定者が当初の見込みより増したことに伴い補正するものです。

2項1目学校管理費1,483万1,000円の増は、説明欄1、小学校統合整備事業によるもので、こちらは干潟地域の統合小学校に予定しております古城小の校舎や屋内運動場等の大規模改造工事に係る実施設計の費用を補正するものです。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、16ページをお願いします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側、区分欄の1、普通債の行の右から2列目、補正額の列をご覧ください。

補正額は1,480万円の増で、内容につきましては、先ほど第3表、地方債補正で説明しました小学校統合整備事業に係る起債です。

表の一番右下、今回の補正額を含めた令和6年度末の現在高見込額は、289億3,074万4,000円となります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第10号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億600万円とするものです。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、7ページと8ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、9ページ以降でご説明いたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

7款の繰越金ですが、令和5年度決算に基づく繰越額を今回の補正財源として1,200万円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

6款1項2目償還金は1,200万円を追加し、1,200万4,000円とするもので、令和5年度地域支援事業支援交付金の確定による支払基金交付金の精算分を返還するものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 柴 栄男 登壇）

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、個人番号、マイナンバーになりますが、これを利用し、情報連携できる独自利用事務及び特定個人情報情報を条例に追加するものです。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の２ページをお願いいたします。

表の右半分が改正案となっております。

上の表、別表第１になりますが、５の目として、「旭市重度心身障害者医療費助成条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を新たに加えます。

次に、下の表、別表第２になりますが、２及び３の目における特定個人情報の欄に、「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」をそれぞれ加えます。

また、５の目として、「旭市重度心身障害者医療費助成条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を新たに加え、特定個人情報の欄に、「地方税関係情報であって規則で定めるもの」、「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」、「生活保護関係情報であって規則で定めるもの」を加えるものです。

なお、条例の施行期日は公布の日とするものです。

以上で議案第１１号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第１２号について、農業委員会事務局長、登壇してください。

（農業委員会事務局長 戸葉正和 登壇）

○農業委員会事務局長（戸葉正和） 議案第１２号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の主な改正は、農業委員、農地利用最適化推進委員の月額報酬に加え、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、国から交付される農地利用最適化交付金を財源とし、成果に応じた能率給を支給するため改正を行うものです。

新旧対照表の３ページをお願いします。

別表第１中、農業委員会会長、委員、農地利用最適化推進委員の報酬について、これまでの月額を基本給とし、新たに年額の能率給を上乗せで加えるため、所要の改正を行うものです。なお、能率給については、予算の範囲内で市長が定める額とし、別に規則で定めるものです。

条例の施行は公布の日からとし、令和６年４月１日から適用するものです。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 農業委員会事務局長の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第16号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 高野 久 登壇）

○保険年金課長（高野 久） それでは、議案第13号並びに議案第16号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第13号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国民健康保険法の一部改正により、被保険者証の返還を求められて、これに応じない者に対する過料の規定が削除されるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の4ページをお開きください。

第11条のうち、現行の「第9項」を「第5項」に改め、以降、「又は虚偽の届出をした」と改めるものでございます。

なお、条例の施行期日は令和6年12月2日とするものでございます。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の7ページをお開きください。

この協議は、令和6年12月2日以降、被保険者証が発行されなくなることに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約、別表第1中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

なお、施行期日は、令和6年12月2日とするものでございます。

以上で議案第16号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、消防長、登壇してください。

（消防長 常世田昌也 登壇）

○消防長（常世田昌也） 議案第14号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

2ページ目をお願いいたします。

現在建設中の海上・飯岡統合消防分署庁舎の運用開始を令和7年4月1日から予定しており、これに伴いまして、分署の名称、位置及び担当区域を改正するものであります。

なお、新分署の名称は東部分署といたしました。

主な改正内容といたしましては、別表中の名称を「東部分署」に、位置を「旭市蛇園2458番地1」に、担当区域を「合併前の海上町及び飯岡町の区域」に改正をいたします。

施行日につきましては、令和7年4月1日からとなります。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 議案第15号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

地方自治法の改正により、本条例第7条で準用している同法「第243条の2の8」が「第243条の2の9」に繰り下がるため、引用条文を改正するものです。

施行期日は、公布の日からとなります。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 齋藤邦博 登壇）

○市民生活課長（齋藤邦博） 議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が令和6年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第17号で推薦したい方は、旭市ハにお住まいの岩井明廣氏、昭和24年生まれの方です。

岩井明廣氏は、平成25年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で、地域における信望が大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え、推薦するものです。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 高野 久 登壇）

○保険年金課長（高野 久） 報告第1号、令和5年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご説明いたします。

お手元に報告第1号、令和5年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてをご用意ください。

資料の2ページになります。

表の下段、令和5年度末の欄をご覧ください。

B欄の基金現在高は、令和4年度末と同額の1,000万円となっております。

貸付け等の状況でございますが、C欄の貸付をご覧ください。

前年度は、年度中の貸付実績がありませんでした。これによりまして、一番右側、F欄の預金残高は、満額の1,000万円となっております。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第2号、報告第3号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 報告第2号及び報告第3号についてご説明を申し上げます。

初めに、報告第2号、令和5年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

2ページをお願いします。

まず、算定項目の1、実質赤字比率であります。これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、2、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を合計した

実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、こちらも該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表しております。

次に、3、実質公債費比率でございますが、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含め、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る9.9%となっております。昨年度の9.5%と比べますと0.4ポイント上昇しております。

次に、4、将来負担比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含め、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。

本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず該当なしとなりました。

以上のとおり、令和5年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアしております。

以上で報告第2号の説明を終わります。続きまして、報告第3号、令和5年度旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

2ページをお願いします。

令和5年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業会計はありませんので、全て該当しておりません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、令和5年度は全ての公営企業会計において、資金不足比率が経営健全化基準をクリアしております。

以上で報告第2号及び報告第3号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の説明は終わりました。

報告第4号から報告第7号までについて、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 柴 栄男 登壇）

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、報告第4号から第7号について説明をいたします。

まず、報告第4号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和5事業年度の業務実績に係る評価結果について説明を申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和5事業年度が終了し、法人から1年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第1項及び第3項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

1ページをお願いします。

I、年度評価の考え方になります。

その2段落目になりますが、評価の際には法人から提出された報告書を基に、同病院評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。

評価の基本方針については、(1)に記載されている①から⑦までの七つになります。

次に、(2)年度評価の方法についてですが、年度評価については、当該年度計画に定めた事項ごとに行う項目別評価と業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

1、項目別評価の方法ですが、中項目評価、大項目評価の手順で行いました。

2ページをお願いします。

①中項目評価は、法人による小項目・細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

②大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準は、中項目・大項目それぞれ、S「年度計画を大きく上回っている」、A「年度計画を上回っている」、B「年度計画をほぼ予定どおりに実施している」、C「年度計画を下回っている」、D「年度計画を大きく下回っており改善が必要である」の5段階となっております。

2、全体評価の方法になりますが、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準は項目別評価同様、5段階評価となっております。

次に、3ページ、II、全体評価をお願いいたします。

(1)評価結果になりますが、全体の評価結果は、B（概ね計画どおりに進んでいる）でありました。

(2)の判断理由ですが、3段落目をご覧ください。

令和5事業年度の業務実績については、二つの大項目に係る評価の全てがB評価であり、

中項目については、全6項目のうち、C評価が1項目で、その他5項目は全てB評価でありました。

以上のことから、令和5事業年度の業務実績は、中期目標・中期計画の達成に向けて作成された年度計画を予定どおり実施しているものと判断し、全体評価はB評価としました。

(3) 評価委員会委員からの意見、指摘事項などですが、法人の自己評価結果は妥当なものと思われ、とのことでした。

4ページをお願いします。

Ⅲ、項目別評価については、二つの大項目の評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが4ページから6ページにかけて示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、添付しております令和5事業年度業務実績評価書をご覧くださいと思います。

以上で報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第2期中期目標期間の業務実績に係る評価結果について説明を申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院から第2期中期目標期間、これは令和2年度から令和5年度になりますが、の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第1項及び第3項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

1ページをお願いします。

I、中期目標期間評価の考え方になります。

これについては、先ほどの令和5事業年度の業務実績に係る評価結果と同様に、同病院評価委員会からの意見を踏まえ、評価の基本方針に基づき、項目別評価と全体評価を併せて行いました。

それぞれの評価基準につきましては2ページに記載のとおり、SからDまでの5段階評価となっております。

それでは、3ページ、Ⅱ、全体評価をご覧ください。

(1) 評価結果になります。

全体の評価結果はB（概ね中期目標どおりに進んでいる）でありました。

(2) 判断理由ですが、評価対象となる二つの大項目いずれもB評価でした。

法人は、救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉の提供を担いつつ、開院以来の健全運営を維持しながら、地域の中核的な基幹病院として地域住民の健康を支え

てきました。第2期中期目標期間においては、各年度計画の達成状況から、中期計画については計画どおりに実施できたと判断しております。

(3) 評価委員会委員からの意見、指摘事項などございますが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められる。さらに、地域の中核病院として担う役割は大きく、引き続き地域医療への貢献を求めるといった内容でした。

4ページをお願いします。

Ⅲ、項目別評価では、評価対象となる二つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが4ページから6ページにかけて示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、別添、第2期中期目標期間の業務実績評価書をご覧ください。

以上で報告第5号の説明を終わります。

続きまして、報告第6号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について説明いたします。

まず、資料ですが、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業経営状況について申し上げます。

資料2ページになりますが、令和5年度事業報告書になります。

4ページをお願いします。

4ページには病院理事長のメッセージ、5ページから10ページには、病院の現況、概要、基本理念、組織図等の基本的な情報が記載されております。

11ページから33ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのかが記載されております。

それでは、飛びまして34ページをお願いいたします。

令和5年度財務諸表等になります。

37ページ、38ページは貸借対照表になります。

まず、37ページは、資産の部になります。有形固定資産などの固定資産と現金及び預金などの流動資産で、右の列の一番下、資産合計は518億8,355万7,716円です。

38ページになります。

負債の部ですが、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当金などの固定負債と、未払金などの流動負債を合わせた負債合計は、表の中ほどの右端、344億1,724万2,159円、その下になります純資産の部は、資本金と資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産合計174億

6,631万5,557円となり、右の列一番下の負債純資産合計は518億8,355万7,716円です。

続きまして、39ページ、40ページは損益計算書になります。

この数字は消費税を抜いたものとなります。

まず、39ページですが、営業収益合計は406億5,043万6,233円、営業費用合計は420億3,660万1,899円、一番下の営業損失ですが、マイナス13億8,616万5,666円となりました。

40ページになります。

営業外収益合計は4億8,055万320円、営業外費用合計は2億7,899万6,056円、経常損失はマイナス11億8,461万1,402円となりました。

一番下から2行目の当期純損失ですが、マイナス11億9,947万1,012円となりました。

42ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

下から3行目、資金減少額ですが、マイナス3億561万583円、一番下の資金期末残高は134億5,649万4,639円となりました。

43ページになります。

損失の処理に関する書類になります。

当期末処理損失マイナス11億9,947万1,012円については、前中期目標期間繰越積立金を取り崩し、処理しております。

44ページは、行政コスト計算書になります。

一番下の行、行政コストですが423億3,045万7,565円となりました。

45ページから49ページまでは注記事項、50ページから65ページまでは財務諸表の附属明細書、67ページは消費税を含む決算報告書になります。

飛びます、68ページをお願いいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院令和6年度計画になります。

69ページから79ページに、今年度、病院が取り組む事項が項目ごとに記載をされております。

80ページをお願いいたします。

予算になります。単位は100万円です。収入計453億3,900万円、支出計460億2,700万円です。

81ページをお願いします。

収支計画になりますが、収益の部計438億5,700万円、費用の部計459億300万円、表の一番

下になりますが、純利益ですがマイナス20億4,600万円となります。

82ページをお願いします。

資金計画になります。資金収入及び資金支出はそれぞれ562億5,400万円となっております。

以上で報告第6号の説明を終わります。

続きまして、報告第7号、株式会社季楽里あさひの令和5年度の事業経営状況及び令和6年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により説明申し上げます。

1ページになります。

1、事業報告の(1)概況です。

道の駅季楽里あさひの令和5年度の経営状況につきましては、集客力の強化を目的として、キャッシュレス決済の充実、酒類の販売開始、レストランメニューの強化などを実施しました。業績としては、前年度の実績を上回る客数、売上げを記録することができました。

2ページをお願いします。

道の駅全体の税込みの売上額は、(2)のとおり前年度比105%の9億7,723万8,000円となりました。

2、会社概要の(1)株主の概要です。

株式数、株主数とも設立時から変わってはありません。

(2)取締役会では、集客向上に向けた各種企画、健全な経営に関する協議などを行いました。

3ページをお願いします。

(3)及び(4)は、それぞれ年度末現在の役員及び従業員の状況になります。

続いて、3の決算報告になります。

第9期、令和5年4月1日から令和6年3月31日の純利益は2,005万1,925円となりました。

決算の詳細について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

表の左側は資産の部になります。表の一番下、現金、預金等の流動資産と備品等の固定資産を合わせた資産の部計は2億4,876万3,010円です。

右側の負債の部は、借入金等の固定負債はございませんので、流動負債として買掛金や未払費用、仮受金などで、表の中ほどの負債の部計は8,924万1,541円、その下の純資産の部は資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部計は1億5,952万1,469円となり、一番下の負債・

純資産の部計は2億4,876万3,010円となりました。

続いて、6ページになります。

損益計算書になります。

売上高は2億7,345万3,130円、売上原価が7,904万4,708円となり、表の中ほど、売上総利益が1億9,440万8,422円となりました。

販売費及び一般管理費は1億7,064万3,165円で、営業利益が2,376万5,257円となりました。

営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常利益ですが2,886万3,425円となり、一番下の当期純利益は2,005万1,925円となりました。

7ページになりますが、こちらは販売費・一般管理費の内訳となります。

8ページをお願いします。

利益剰余金の処分になります。開業来の9期連続で黒字を堅持し、利益剰余金が1億1,024万1,469円となっております。

9ページをお願いします。

令和6年度に当たります第10期の事業計画になります。

来場者に安心して心地よいサービスを提供するため、物販、レストラン、総務、それぞれの部門の取り組みを記載しております。

10ページになりますが、こちらは、令和6年度第10期の収支予算書になります。

レストラン、テナントを含めた道の駅全体の売上目標は、税抜で9億5,670万円とし、第9期の予算比で111%を超える伸びを計画しております。売上目標に比例し、収入、支出、いずれも前期比で増加を見込み、予算を計上しております。

以上で報告第7号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長の説明は終わりました。

報告第8号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 椎名 実 登壇）

○行政改革推進課長（椎名 実） 報告第8号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

まずは、1ページをご覧ください。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定に基づき、令和5年度に放棄した私債権等の内容を同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告の2ページ、こちらに私債権等の放棄の内訳として、債権名、放棄事由、件数及び金額を掲載してございますのでご覧ください。

令和５年度は、市営住宅使用料が４件で48万1,700円、水道料金が38件で74万6,515円、農業集落排水処理施設使用料が１件で4,620円、学校給食費が３件で10万4,218円、土地貸付料が２件で17万1,733円、生活保護返還金が１件で11万4,040円となり、全体としては49件で162万2,826円の債権を放棄いたしました。

以上で報告第８号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は６日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ３時１４分